

岩手県告示第 529 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 18 年 4 月 4 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 106 号

(2) 供用開始の区間

ア 宮古市臺目第 1 地割 80 番 2 地先内

イ 宮古市臺目第 1 地先 1 番 1 地先内

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 4 月 4 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 4 月 4 日から同年 5 月 4 日まで

2(1) 路線名 283 号

(2) 供用開始の区間 花巻市高松第 11 地割 1 番 2 地先から 15 番 12 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 18 年 4 月 4 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 花巻地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 4 月 4 日から同年 5 月 4 日まで